

桃山体育王国スポーツクラブマネージャーの雇用条件に 関する規程

平成21年7月1日
規程 第5号

(総則)

第1条 この規程は、桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)規約第13条第2項の規定に基づき、クラブマネージャーの雇用条件について必要な事項を定める。

(雇用形態)

第2条 クラブマネージャーは日雇いとする。

(業務内容)

第3条 クラブマネージャーの用務内容は次のとおりとする。

- (1) クラブのマネジメントに関する事。
- (2) 会議の開催に関する事。
- (3) 年間行事の計画、調整、実施に関する事。
- (4) 経理、事務処理に関する事。
- (5) クラブ事業に伴う対外交渉等に関する事。
- (6) 各部会の調整に関する事。
- (7) クラブの連絡調整に関する事。
- (7) その他、会長の命令による業務及び運営委員会で決議した業務。

(必要資格)

第4条 クラブマネージャーは次の資格等を取得していなければならない。

- (1) 学校教育法による高等学校の学科を卒業した者
- (2) 自動車運転免許を取得している者
- (3) パソコンの操作が行える者
- (4) 原則としてすべてのクラブ事業の準備、後片付け業務を行える者
- (5) クラブの顔として社交的振る舞いができる者

(勤務条件)

第5条 クラブマネージャーの勤務条件は次のとおりとする

- (1) 平日勤務 週1回以上(2時間以上)
- (2) 休日勤務 週1回以上(2時間以上)

附 則

この規程は平成21年 7月 1日から施行する。